

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定により指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
特定非営利活動法人ベストライフ
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
埼玉県蕨市南町二丁目十六番四号
- 三 事業所の名称  
ベストライフサポート
- 四 事業所の所在地  
埼玉県蕨市南町二丁目十六番四号
- 五 介護保険事業所番号  
一七七一四〇六一五
- 六 サービスの種類  
訪問介護及び介護予防訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成二十九年五月二十九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成二十九年六月一日